

	<p>日程 6 春日部市農用地利用集積計画の決定について（回答） ：公開</p> <p>日程 7 生産緑地の取得斡旋について：公開</p> <p>日程 8 農業委員の辞任について：公開</p>								
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9</td> <td>横井 貞夫</td> </tr> <tr> <td>1 1</td> <td>上原 美子</td> </tr> <tr> <td>1 2</td> <td>水口 健二</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	9	横井 貞夫	1 1	上原 美子	1 2	水口 健二
	議席番号	委員氏名							
	9	横井 貞夫							
	1 1	上原 美子							
1 2	水口 健二								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2023年第9回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員16名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>また、本日は議事参与者としまして、市長部局より都市整備部開発調整課、関祐作参事と環境経済部農業振興課、舟田由彦課長が出席しております。</p>
議長	<p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
委員長	<p>本日午前9時10分から運営委員会を開催いたしました。</p> <p>会議の内容ですが、議題として</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について (回答) (2) 生産緑地の取得斡旋について (3) 農業委員の辞任について (4) 非農地判定の実施について (5) 農業委員、農地利用最適化推進委員の応募状況について (6) 視察研修について <p>以上、6項目について協議しました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、先日開催された農業振興審議会について議席番号9番横井貞夫委員より報告がございます。</p>
委員	<p>去る9月21日木曜日、午後1時30分から全員協議会室において、令和5年度第1回春日部市農業振興審議会が開催されましたのでご報告いたします。議事の内容ですが、諮問事項として「農用地区域からの除外の申出について」、報告事項として「令和4年度第2回春日部市農業振興審議会答申事項の経過について」「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画(27号計画)の変更にもなう農用地区域からの除外に関する案件の経過について」「令和4年度第3回春日部市農業振興審議会答申事項の経過について」この3項目の報告がございました。その他、連絡事項が2点ございました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号、農地法第3条(委員会) 1議案2件</p> <p>日程2 議案第2号、農地法第4条(知事) 1議案1件</p>

日程3 議案第3号、農地法第5条（知事）1議案11件
 日程4 議案第4号、租税特別措置法適格者証明 1議案1件
 日程5 議案第5号、生産緑地法従事者証明 1議案1件
 日程6 議案第6号、春日部市農用地利用集積計画の決定について（回答）
 1議案1件
 日程7 議案第7号、生産緑地の取得斡旋について、1議案1件
 日程8 議案第8号、農業委員の辞任について、1議案1件
 合計8議案となります。

議長 次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号9番横井貞夫委員、11番上原美子委員、12番水口健二委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。

次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。

議長 それでは議事にはいります。日程1、議案第1号、農地法第3条（委員会）を議題といたします。申請番号30番、31番について会議規則第19条第3項の規定により事務局より説明を求めます。

事務局 議案書1頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条（委員会）について許可申請が2件ありましたので審議を求めます。

はじめに、申請番号30番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは米と小麦の作付けを行う計画です。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。申請人は春日部市内には経営農地はありませんが、千葉県野田市で農業経営を行っていることから、野田市農業委員会に経営状況を確認したところ、農地を自作しているとのことです。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号31番、贈与による所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は親戚間の贈与です。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは、にんにくの作付けを行う計画です。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、はじめに申請番号30番について担当地区の古谷勇推進委員より意見を求めます。

委員

申請番号30番について報告いたします。令和5年9月7日に、横井農業委員、岡本農業委員、伊藤農業委員、田口推進委員、上原推進委員、事務局職員1名および私の7名で、申請地の現地調査等を実施したところ、申請地は農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認いたしました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、申請番号30番について担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。

委員

申請番号30番について報告いたします。令和5年9月8日に、水口農業委員、池上農業委員、石井推進委員及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号4番新井久義委員より申請番号30番、31番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号30番、31番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により許可と決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。申請番号30番、31番を事前審査委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)申請番号30番、31番を事前審査委員の報告のとおり許可と決しました。
議長	次に日程2、議案第2号、農地法第4条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項により、申請番号6番について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書2頁をご覧ください。議案第2号、農地法第4条(知事)について許可申請が1件ありましたので審議を求めます。</p> <p>申請番号6番、詳細は議案書のとおり。申請理由は道路の追認です。昭和45年以前から利用している道路の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、追認を求めるものです。案内図5頁、詳細図6頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。申請農地は道路として活用していた、とのことですが、昭和45年10月31日国土院撮影の航空写真で道路としての確認ができました。農用地からの除外については、令和5年8月10日決裁で当初除外の証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。資金計画については、工事不要のため、ありません。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール以上であり、第1種農地と考えます。</p>
議長	次に、申請番号6番について、担当地区の古谷勇推進委員より意見を求めます。
委員	申請番号6番について報告いたします。現地調査等の日程及び人員については先ほど申し上げた通りです。申請地及び申請人保有農地について現地調査等をしたところ、申請地については、本案件の追認の目的である宅地への通路になっていることが確認できました。保有農地についても定期的に草刈がされており、農地として管理されていることを確認いたしました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、議席番号4番新井久義委員より、申請番号6番の事前審査の報告を

委員	<p>求めます。</p> <p>はじめに申請番号62番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地及び申請人に関し、推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、現地調査の結果、申請農地については、問題は無く周辺農地に及ぶ影響もないと思われま。以上のことから、本案件については事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号6番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号、農地法第4条(知事)申請番号6番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に日程3、議案第3号、農地法第5条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号66番から76番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書3頁をご覧ください。議案第3号、農地法第5条(知事)について許可申請が11件ありましたので審議を求めます。</p> <p>はじめに、申請番号66番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は古物商を営んでおり、転用計画は店舗の設置です。法人は令和4年2月に設立され、本店のある市内でインターネットにて古着の販売事業を営んでいましたが、事業拡大のため新たに店舗を設置する計画です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。雨水は、砂利敷のため敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、水路に放流する計画で、該当する土地改良区発行の排水放流許可書が添付さ</p>

れています。資金計画については自己資金及び法人代表者個人からの融資で対応する計画です。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号67番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については令和5年4月10日農家住宅で公告済の証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は、南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号68番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、申請地は以前から水田や畑として耕作されていましたが、所有者の体調不良によりここ数年不耕作の状態でした。農地改良後は畑として活用し、7筆については所有者による自家消費用の野菜作付け、残り18筆については、農地中間管理事業を活用し、八潮市にある農業法人が、サツマイモやエダマメを栽培する計画ですが、農業法人が耕作を予定している農地には現在、賃借権が設定されておりません。そのため、現在、農地中間管理事業の賃借権の手続きについての進捗状況を代理人に確認を求めているところです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため建設残土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。案内図は11頁、詳細図は12頁から15頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から6か月です。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、議案書5頁、申請番号69番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は17頁、詳細図は

18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については令和5年4月10日自己専用住宅で公告済の証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール以上であり、第1種農地と考えます。

次に申請番号70番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。隣接する非農地147.98㎡と併せて自己用住宅を建築する計画です。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックが設置されています。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は下水本管に区域外放流する計画で、春日部市長発行の制限行為許可書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書6頁、申請番号71番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、申請地は地盤が軟弱で耕作できずにいた状態でした。農地改良後は、今まで周辺農地に利用権設定している春日部市内の農業法人が新たに利用権を設定し、麦を作付ける計画です。工事内容は現在の表土を耕作土として使用するため建設残土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。案内図は21頁、詳細図は22頁から23頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から9か月です。農用地からの一時転用については適合証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、申請番号72番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法

人は観光農園を営んでおり、転用計画は職員用駐車場の設置です。法人が経営する観光農園には近年、多くの来場者があり、職員や作業のための車両の駐車場が不足しているため、今回の申請に至ったとのこと。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については令和5年4月10日駐車場で公告済の証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷のため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール以上であり、第1種農地と考えます。

次に、議案書7頁、申請番号73番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅の建築です。今まで市街化調整区域にあり、申請者が長期居住していた自宅を息子に譲るため、自己用住宅を建築するものです。隣接する非農地222.17㎡と併せて自己用住宅を建築する計画です。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理でオーバーフロー分は既設道路側溝に放流する計画です。生活排水は下水本管に放流する計画で、春日部市長発行の制限行為許可書が添付されています。資金計画については、金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号74番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は8月総会で審議いただいた農地法第5条、申請番号62番の特別養護老人ホーム設置にかかる給水管及び排水管理設のための転用です。排水管が農地を通過して埋設されるため、転用申請されたものです。案内図は29頁、詳細図は30頁となります。排水管には点検柵が設置されますが、耕作土60センチより深く埋設する、とのこと。現地はスクリーンをご覧ください。現在、面積の根拠を示す資料が添付されていないため、代理人に確認を求めているところです。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。資金計画については県補助金、自己資金及び金融機関からの融資で対応する計画です。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えま

す。

次に、申請番号75番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は31頁、詳細図は32頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックが設置されています。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画で、該当する土地改良区発行の事前協議書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書8頁、申請番号76番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は社会福祉法人で、転用計画は特別養護老人ホームの設置です。春日部市内で施設入所希望者が多いと見込まれる、との理由から、社会福祉法人を設立し、入所100床、短期入所20床の特別養護老人ホームを設置する計画です。案内図は33頁、詳細図は34頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の地区外証明書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置として擁壁を設置します。雨水は敷地内貯留施設に貯留後、水路に放流する計画です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、水路に放流する計画で、区長の同意書が添付されています。資金計画については県補助金、自己資金及び金融機関からの融資で対応する計画です。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール以上であり、第1種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

議長

次に、申請番号67番から69番、及び71番について担当地区の古谷勇推進委員より意見を求めます。

委員

申請番号67番から69番、71番について現地調査の報告をいたします。現地調査等の日程及び人員については先ほど申し上げた通りです。

はじめに、申請番号67番及び69番について報告いたします。各案件の申請地及び申請人経営農地について現地調査等をしたところ、農地法第2条

の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認いたしました。以上のことから、各案件について問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

次に、申請番号68番について報告いたします。申請地及び申請人保有農地について、現地調査等を実施したところ、定期的に草刈がされており、農地として管理されていることを確認いたしました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

次に、申請番号71番について報告させていただきます。申請地及び申請人経営農地について、現地調査等をしたところ、申請地の一部は水稻が作付けされており、一部は草刈等の管理がされていることが確認できました。また、経営農地についても農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認いたしました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長 次に、申請番号72番について担当地区の瀬尾富士夫推進委員より意見を求めます。

委員 令和5年9月12日に、山崎農業委員及び私の2名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長 次に、議席番号4番、新井久義委員より申請番号66番、67番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号66番から67番について事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。はじめに、申請番号66番について報告いたします。現地調査等の結果、申請については問題なく、周辺農地に及ぶ影響はないも思われますが、申請地については、背丈以上の雑草が繁茂しておりましたので、転用許可が出るまでは農地として適正に管理をする必要があると考えております。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しましたが、転用許可が出るまでは、農地としての適正な管理することを事務局より指導を行うよう、お願いいたします。

議長 次に、議席番号5番萩原勝委員より申請番号68番から72番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号68番から72番について事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。はじめに、申請番号68番について報告いたします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題なしと報告がありました。申請地の現地調査を実施したところ、草刈がされており、問題はありませんでした。申請においても問題はなく、また、周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。しかし、事務局の説明にもありましたとおり、本案件の耕作予定者による中間管理機構を用いた賃借権が現時点で設定されておりません。以上のことから、埼玉県審査にあたっては、耕作予定者による賃借権設定の状況を精査することを条件とし、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号71番について報告いたします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題なしと報告がありました。申請地の現地調査を実施したところ、一部は水稻が作付けされており、一部は草刈等の管理がされていることが確認できました。申請においても問題はなく、また、周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。しかし、事務局の説明にもありましたとおり、本案件の耕作予定者による利用権を用いた賃借権が現時点で設定されておりません。以上のことから、埼玉県審査にあたっては、耕作予定者による賃借権設定の状況を精査することを条件とし、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

続いて、申請番号69番及び72番について報告いたします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題なしと報告がありました。申請地の現地調査を実施したところ問題はありませんでした。申請についても問題はなく、周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

続いて、申請番号70番について報告いたします。申請地の現地調査を実施したところ問題はありませんでした。申請についても問題はなく、周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

次に、議席番号6番池上茂委員より申請番号73番から76番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号73番から76番について一括して事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査においても問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。周辺農地に及ぶ影響も見られないことから、これらの申請については事前審査委員5人の合議により、許可相当、と決しました。

議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号68番、71番について、事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。よって、はじめに申請番号68番、71番、次に、申請番号66番、67番、69番、70番、72番から76番を別々に審議することに異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号68番、71番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当とし、ただし意見書に条件を付することに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条(知事)申請番号68番、71番を許可相当とし、ただし意見書に条件を付して、県知事に送付いたします。68番、71番については、農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構一般社団法人埼玉県農業会議の意見を付した上で県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号66番、67番、69番、70番、72番から76番を、事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条(知事)申請番号66番、67番、69番、70番、72番から76番を、許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。76番については、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構一般社団法人埼玉県農業会議の意見を付した上で県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に日程4、議案第4号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号12番について、事務局より説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案書 9 頁をご覧ください。議案第 4 号、租税特別措置法適格者証明について申請が 1 件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は 3 年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。</p> <p>議案書 9 頁、申請番号 1 2 番、詳細は議案書のとおり。案内図は 3 5 頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は新規に適用を受けるための申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請人は既に農業経営を開始しており、年間従事日数は 8 0 日、今後も農業経営を行うとのことです。</p>
議長	<p>次に、申請番号 1 2 番について担当地区の瀬尾富士夫推進委員より意見を求めます。</p>
委員	<p>令和 5 年 9 月 1 2 日に、山崎農業委員及び私の 2 名で申請地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 6 番池上茂委員より申請番号 1 2 番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号 1 2 番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員 5 人の合議により証明する、と決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。申請番号 1 2 番</p>

を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第4号、租税特別措置法適格者証明、申請番号12番について証明書を発行することと決しました。

議長 次に、日程5、議案第5号、生産緑地法従事者証明を議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。

事務局 議案書の10頁をご覧ください。議案第5号、生産緑地法従事者証明について、証明願が1件ありましたので審議を求めます。生産緑地に指定された市街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっています。当該議案の証明願につきまして、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買取り申出をするため「春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程」に基づき、農業の主たる従事者としての要件を満たしていることを証明するものです。

議案書10頁、申請番号5番、特定生産緑地第83号地区の全部です。詳細は議案書のとおり。案内図は36頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者がこれまで農業を営んでおりましたが、令和4年11月1日に死亡したことにより、申請人が農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。

議長 次に、申請番号6番について担当地区の瀬尾富士夫推進委員より意見を求めます。

委員 令和5年9月12日に、山崎農業委員及び私の2名で申請地の現地調査等を実施したところ、申請地は背丈の低い雑草が繁茂しており、農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていないことが確認できました。これは耕作者の事情によるもの、と考えております。以上のことから問題あり、と意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号6番池上茂委員より申請番号6番の事前審査の報告を求めます。

委員	<p>申請番号6番について事前審査の報告をいたします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地は背丈の低い雑草が繁茂していると報告を受けました。本案件は主たる従事者が死亡したことにより、農地としての利用が困難になり、生産緑地の指定を解除するために証明願があった案件でございます。今後、手続きが進めば、最終的には、農地転用がされる土地であると予測されますが、周辺は住宅地であり、手続きが取られるまでは草刈等の管理をする必要があると考えます。</p> <p>以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により証明すると決しましたが、農地転用等の手続きが取られるまでは、事務局より農地としての適正な管理するように指導を行うようお願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号6番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第5号、生産緑地法従事者証明、申請番号6番について証明書を発行することと決しました。</p>
議長	<p>次に、日程6、議案第6号、春日部市農用地利用集積計画の決定について(回答)を議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書11頁をご覧ください。議案第6号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。これは、利用権の設定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。春日部市長から、農業経営基盤強化促進法における改正附則第5条第1項に規定する農用地利用集積計画に関する経過措置に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求められたので、審議を求めるものです。8月23日に農業委員に説明し、9月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。このようなことから、議案書13頁のとおり決定してよいか、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第6号、春日部市農用地利用集積計画の決定について(回答)原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。

議長 次に、日程7、議案第7号、生産緑地の取得斡旋について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。

事務局 議案書の15頁をご覧ください。議案第7号、生産緑地の取得斡旋について斡旋依頼が2件あったので審議を求めます。生産緑地法第13条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第17条の2の規定に基づき、依頼があったものです。この斡旋により、生産緑地を取得するためには農地法第3条許可の手続きが必要です。また取得後は農地として管理することが義務付けられています。この2件については、春日部市長より令和5年7月25日付けにて当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、農業委員に斡旋のお願いと、9月22日まで市ホームページにも公開しましたが、共に申出はありませんでした。よって、議案書16頁のとおり「買取希望の申出者はありませんでした」と回答してよいか、ご審議をお願いいたします。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第7号、生産緑地の取得斡旋について原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。

議長 次に、日程8、議案第8号、農業委員の辞任について、を議題といたしま

す。このことについて、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書18頁をご覧ください。議案第8号、農業委員の辞任について審議を求めます。令和5年9月5日付けで当該農業委員から春日部市長あてに辞任届が提出されました。次に議案書19頁をご覧ください。春日部市長より、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、令和5年9月7日付けで、農業委員の辞任に関する意見を求められたので、審議を求めるものです。辞任届のあった農業委員は議案書のとおりです。理由は議案書18頁、辞任届のとおりです。この諮問についてご審議お願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第8号、農業委員の辞任について、委員の辞任に同意する委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第8号、農業委員の辞任について同意する旨、春日部市長あて答申することに決しました。

議長

次に、

日程9 報告第1号、農地法第3条の3(相続等による権利移動)

日程10 報告第2号、農地法第4条(届出)

日程11 報告第3号、農地法第4条(届出)農地改良

日程12 報告第4号、農地法第5条(届出)

日程13 報告第5号、農地法第5条(知事)取下

日程14 報告第6号、違反転用事案報告

につきましては、議案書の21頁から50頁にお示しのとおりです。

以上で議案は終了しました。

議長

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長

次に、その他でございますが、何かありますか。

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。

議長

本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。

議長

以上をもちまして、2023年第9回総会を閉会いたします。

閉会（午前11時14分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和5年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長 _____

農業委員 9 番 _____

農業委員 11 番 _____

農業委員 12 番 _____